

第33回柏崎市農業委員会総会議事録

- 期日 令和2年2月28日（金）
- 場所 市役所第二分館2階 第6会議室
- 議案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条事業計画変更承認申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第4条許可申請について
議第5号 農地法第5条許可申請について
議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について
報第1号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について
報第2号 土地改良法第3条の規定による事業参加の申出について
黒滝地区 区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業
報第3号 土地改良法第3条の規定による事業参加の申出について
和田地区 区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業
- その他 3月総会の会議開催予定日時
第34回総会を3月30日（月）午後に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田事務局長

ただ今から第33回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願ひします。

黒坂会長

皆さんご苦労様でございます。まず、農業の話をさせていただきます。数日前に穀物検定協会から、食味の発表がありました。魚沼産コシヒカリが、このような状況の中で、特A

を維持しました。大変喜ばしいことであります。全国のトップが崩れると、新潟県産米も影響を受けますが、トップが品質を確保してくれました。

今、問題になっている話をさせていただきます。昨日、安倍首相が小中高の学校を来週の月曜日から春休みまで自粛するように言われました。4月の初めまでにかけて、小中高の学校が閉鎖されます。色々な所に影響も出て、世界の経済も大変なことになってくるのではないかと心配しています。

第24期の農業委員の募集が始まります。私達、このメンバーは任期最後まで成し遂げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局に本日の出席委員数の報告をお願いします。

霜田事務局長

委員数は19人です。欠席報告1人、現在の出席委員数は18人で、過半数であることを報告致します。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第33回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

それでは、No.7 新澤 廣彦委員、No.14 阿部 淳一委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号農地法第 3 条許可申請についてご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字加納字四百刈〇〇番〇 外 4 筆 田 734 m²。大字加納〇〇番地 〇〇 〇〇〇。大字加納〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の贈与。経営規模拡大です。

申請番号 2 大字新道字日暁〇〇番 田 1,066 m²。大字新道〇〇番地 〇〇 〇。大字新道〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 3 大字宮之窪字百枚〇〇番 外 18 筆 田 7,306 m² 畑 689 m² 計 7,995 m²。 大字中田〇〇番地 〇〇 〇。大字野田〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 4 大字宮之窪字川入〇〇番 外 9 筆 田 13,019 m²。大字野田〇〇番地 〇〇 〇〇。大字野田〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 5 大字野田字道ノ前〇〇番 外 6 筆 田 1,185 m² 畑 217.52 m² 計 1,402.52 m²。大字野田〇〇番地 〇〇 〇〇。大字野田〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 6 大字水上字若宮〇〇番〇 外 3 筆 田 6,394 m²。米山台〇丁目〇番〇号 亡 〇〇 〇〇 相続財産管理人 司法書士 〇〇 〇〇。大字水上〇〇番地 〇〇〇 〇 〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 7 大字下田尻字塚田〇〇番 田 1,021 m²。東本町〇丁目〇番〇号 破産者 〇〇 〇〇 破産管財人 弁護士 〇〇 〇〇。春日〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、石塚農政会議代表者、事務局の阿部係長、濁川職員が現地調査を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の案件を許可処分と決定することにご異議
ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 2 号 農地法第 4 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めま
す。

阿部係長

議案書 3 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条事業計画変更承認申請について、
ご説明いたします。

なお本議案については申請番号 1 から 3 まで全て申請者が、長岡市幸町〇丁目〇番〇号
亡 〇〇 〇〇〇 相続財産管理人 弁護士 〇〇 〇ですので、これを省略させていただ
き、土地の所在地、地目、面積、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明と
いたします。

申請番号 1 北半田〇丁目字高畑〇〇番〇 田 216 ㎡。貸駐車場。当初作業所を建築す
る予定でしたが、これを取りやめ、貸駐車場を造成するものです。第 3 種でございます。議
第 5 号第 5 条許可申請 申請番号 3 に関連するものです。

申請番号 2 北半田〇丁目字水上〇〇番 田 492 ㎡。貸店舗、駐車場。当初駐車場だけ
を造成する予定でしたが、店舗も建築するものです。第 3 種でございます。

申請番号 3 北半田〇丁目字水上〇〇番 田 525 ㎡。貸店舗、駐車場。当初駐車場だけ
を造成する予定でしたが、店舗も建築するものです。第 3 種でございます。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 3 ページ上
段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございま
せんか。

－「議長」との声あり－

No.5 植木 稔委員

実際には建物は立っていますよね。ここはまだ地目が田になっていたということですか。

阿部係長

地目が変わっていなかったということで、今回の申請になっています。相続財産管理ということで、今回きちんとした形で、いつでも処分できるようにしたいという申請人の〇〇弁護士の思うところであります。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 「異議なし」 の声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

議案書 4 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字安田字稲荷〇〇番〇 田 294 m²。亡 〇〇 〇〇。扇町〇番〇-〇号 〇〇 〇〇。倉庫。当初計画者が住宅を建設する予定でございましたが、これを取り

止め、承継者が倉庫を建設するものです。第 2 種でございます。議第 4 号第 4 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 北半田〇丁目字水上〇〇番〇 外 1 筆 田 2,150 m²。長岡市幸町〇丁目〇番〇号 亡 〇〇 〇〇〇 相続財産管理人 弁護士 〇〇 〇。西本町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。貸駐車場。当初計画者が貸店舗を建設しましたが、これを撤去、承継者が貸駐車場を造成するものです。第 3 種でございます。議第 5 号第 5 条許可申請 申請番号 4 に関連するものです。

申請番号 3 北園町字砂浜〇〇番〇 畑 122 m²。橋場町〇番〇号 〇〇 〇〇。三島郡出雲崎町大字石井町〇番地〇 〇〇 〇。駐車場敷地の拡張。当初計画者が住宅を建設する予定でありましたが、これを取り止め、承継者が駐車場敷地を拡張するものです。第 3 種でございます。議第 5 号第 5 条許可申請 申請番号 8 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 3 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に「議第 4 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

議案書 5 ページをご覧ください。議第 4 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明

いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字安田字稲荷〇〇番〇 田 294 m²。扇町〇番〇-〇号 〇〇 〇〇。倉庫。第 2 種でございます。議第 3 号第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 4 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。第 4 の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局に説明を求めます。

阿部係長

議案書 6 ページをご覧ください。議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 西山町坂田字二田沖〇〇番〇 外 1 筆 田 510 m²。西山町坂田〇〇番地 〇〇 〇。燕市吉田鴻巣〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇。駐車場の拡張。第 2 種でございます。

次の申請番号 2 から 6 まで全て、譲渡人が、長岡市幸町〇丁目〇番〇号 亡 〇〇

〇〇〇 相続財産管理人 弁護士 〇〇 〇。譲受人が、西本町〇丁目〇番〇号 〇〇
〇〇 〇〇〇〇ですので、これを省略させていただきます。

申請番号 2 三和町字高畑〇〇番〇 田 228 m²。貸看板。第 3 種でございます。申請
地は、すでに貸看板用地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末
書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 3 北半田〇丁目字高畑〇〇番〇 田 216 m²。貸駐車場。第 3 種ございま
す。議第 2 号第 4 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 4 北半田〇丁目字水上〇〇番〇 外 1 筆 田 2,150 m²。貸駐車場。第 3 種
でございます。議第 3 号第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 2 に関連するものです。

申請番号 5 北半田〇丁目字水上〇〇番 田 66 m²。宅地の拡張。第 3 種ございま
す。

申請番号 6 北半田〇丁目字水上〇〇番 田 1,345 m²。貸駐車場。第 3 種ございま
す。

申請番号 7 上田尻字中沢〇〇番〇 外 1 筆 田 9.11 m²。大字上田尻〇〇番地 〇
〇 〇〇〇。松美〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。公衆用道路。第 2 種ございま
す。

申請番号 8 北園町字砂浜〇〇番〇 畑 122 m²。橋場町〇番〇号 〇〇 〇〇。三島
郡出雲崎町大字石井町〇番地〇 〇〇 〇。駐車場敷地の拡張。第 3 種でございます。
議第 3 号第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 3 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、
特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございま
せんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の申請案件を許可処分と決定することにご
異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 5 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」事務局に説明を求めます。

濁川職員

議案書 8 ページをご覧ください。議第 6 号の「農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。

- 1 事業の区分 利用権設定等促進事業
- 2 利用権の種類 賃借権
- 3 利用権の設定・移転の別 移転
- 4 権利の移転日 令和 2 年(2020)年 3 月 20 日
- 5 権利の終了日 明細表に記載のとおり
- 6 対象農用地の面積

賃借権	(一般分)	田	1 筆	904.00 m ²	
	(円滑化分)	田	74 筆	51,176.28 m ²	
使用賃借権	(円滑化分)	田	132 筆	78,793.30 m ²	
		畑	3 筆	505.00 m ²	その他 3 筆 310.00 m ²
		計		79,608.30 m ²	
- 7 関係人の数 受人 8 人、渡人 8 人
- 8 計画変更の理由 明細表に記載のとおり
- 9 実施地区、柏崎市
- 10 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和 2 年(2020)年 3 月 19 日を予定しております。

農用地利用集積計画の明細については 9 ページから 22 ページをご覧くださいと思います。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.5 植木 稔委員

11 ページの 10 番からの〇〇〇〇 〇〇〇〇とあります。これは以前にもありましたが、社名が変更したのですか。それとも違うところですか。

濁川職員

今ほど植木委員さんが言われた通りでございます。〇〇〇〇 〇〇〇〇という法人でしたが、法人名の変更ということで、〇〇〇〇 〇〇〇〇を設立しました。今まで〇〇〇〇 〇〇〇〇で借りていた〇〇〇〇 〇〇〇〇に移動させたということです。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案通りとすることにご異議ございませんか。

－ 「異議なし」 の声あり －

議長

議第 6 号の案件を事務局の提案通りと決定いたします。

議長

次に「報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について」事務局に説明を求めます。

濁川職員

議案書 23 ページから 31 ページをご覧ください。「報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について」説明いたします。農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧のとおり報告いたします。県による公告を経て 3 月 31 日に新たな耕作者へ権利の移転がされるものでございます。

以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

報第 1 号の報告を終了します。

議長

次に「報第 2 号 土地改良法第 3 条の規定による事業参加の申出について 黒滝地区 区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業」及び「報第 3 号 土地改良法第 3 条の規定による事業参加の申出について 和田地区 区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業について」一括報告します。事務局に説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 32 ページ及び 36 ページをご覧ください。説明の前に、議案書の訂正をお願いします。報第 2 号について、整理番号 24 から 27 所有者 ○○○分が削除になります。なお、これにより受益面積は当初より 11 筆 8,887 m²減少することになります。また、報第 3 号について、整理番号 2 所有者 ○○ ○○が、○○ ○○になります。以上訂正をお願いします。

報第 2 号及び第 3 号 土地改良法第 3 条の規定による事業参加の申出について、ご説明いたします。

報第 2 号については、事業名は、「黒滝地区 区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業」でございます。事業主体は新潟県でございます。

報第 3 号については、事業名は、「和田地区 区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業」でございます。事業主体は新潟県でございます。

黒滝地区については、59 件、和田地区については 3 件の申出がありました。

両地区とも、2 月 12 日付で、申請人代表から申出書の受付依頼が提出されたもので、土地改良法施行令及び同施行規則により、「申出書の提出があったときは、農業委員会はその受理から、7 日以内に、その申し出を承認するか否かを決定しなければならない」ため、会長による専決で承認とし、本日その報告をさせていただくものです。

なお、3 条資格とは、38 ページ上段の枠の中に記載のとおり、土地改良事業についての意思表示、事業費等の負担、土地改良区の組合員資格等、土地改良法上の権利を有す

る資格を言い、その資格を有する者が 3 条資格者でございます。それでは、誰が 3 条資格者となるかでございますが、「2 (1) ①・②」のとおり、農用地にあっては原則、所有者、所有権以外の権原に基づき耕作されている農用地は耕作者となります。ただし、②の下段のとおり、「所有者が農業委員会に事業参加の申出を行い、承認された場合は所有者」となります。土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定によるものでございます。

手続きの流れについては、先ほども申しました通り、所有者が申出をし、農業委員会が受理してから、7 日以内に承認の可否を決定しなければならないことになっており、農業委員会が承認したときは、公告をし、その公告により承認の効果が発生します。そして、申出者に承認の通知をすることになっています。以上が手続きの流れとなります。

以上で報告を終わります。

また、この事業の概要については、主管課であります農林水産課 農地計画係 若山係長から説明させていただきます。

若山係長

報第 2 号黒滝地区・報第 3 号和田地区の事業概要を説明させていただきます。

まず、報第 2 号黒滝地区の事業概要について説明させていただきます。議案書の 35 ページをご覧ください。こちらが黒滝地区の計画一般図となります。赤く塗られている箇所がほ場整備区域となっております。換地区の面積は 36.8ha、整備面積は 29.6ha での実施を予定しております。総事業費につきましては、7 億 1,000 万円、事務費を含めると 7 億 4,550 万円を見込んでおります。事業期間は令和 2 年度から令和 7 年度までの 6 年間で予定しております。担い手として、法人・個人合わせて、4 経営体（法人 1・個人 3）を予定しております。

次に報第 3 号和田地区の事業概要について説明させていただきます。議案書の 37 ページをご覧ください。こちらが和田地区の計画一般図となります。赤書きの箇所がほ場整備区域となっております。換地区の面積は 13.1ha、整備面積は 11.2ha での実施を予定しております。総事業費につきましては、3 億 2,000 万円、事務費を含めると 3 億 3,600 万円を見込んでおります。事業期間は令和 2 年度から令和 7 年度までの 6 年間で予定しております。担い手として、1 経営体（個人 1）を予定しております。

説明は以上となります。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.6 安野 検一委員

36 ページの和田地区の整理番号 2 と整理番号 3 の 3 条資格者の〇〇さんは〇〇地区で耕作しているのですか。今回の受入れ事業で農地を購入するということで 3 条資格者になっているのですか。

阿部係長

耕作者としてということになります。今回の事業については土地所有者としての申請の方が時間的、労力的な手間が省けるということで、土地所有者の名前での承認となります。

No.6 安野 検一委員

今現在、その人はされているのですか。

阿部係長

確認の上、後で報告いたします。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

報第 2 号及び報第 3 号の報告を終了します。

議長

以上で第 34 回総会を終了します。

議長

その他の事項で、委員のみなさんから発言はございませんでしょうか。
ないようでしたら事務局からその他事項をお願いします。

霜田事務局長

お手元の第 33 回農業委員会総会（R2. 2. 28）事務局事務連絡をご覧ください。

1 今後の予定

農業経営発展研修会 職務代理者 3月6日（金）15時から 地域振興局3階 大会議

室です。人材育成と経営の承継に向けて ほか

認定農業者との意見交換会 農業委員 調整中（開催時は別途案内）

第 25 回運営会議 四役 3 月 18 日（水）15 時から 市 4 階小会議室です。R2 年度の業務計画

2 令和元年度地域別農業委員会会長・事務局長会議（中越地区管内）について 2 月 17 日（月）アオーレ長岡会議室。

「人・農地プラン」の実質化に当たり、農業委員及び農地利用最適化推進委員が集落の話合い等に積極的に参加すること。公正・公平な職務の遂行のこと。女性農業委員・推進委員の登用に向けて、積極的な働きかけを実施のこと。

3 「令和元年度台風 19 号等災害義援金」の寄付金控除手続きについて 全国からの義援金総額 26,720,000 円。

農業委員会一括して振込んだ場合に該当。確定申告には、全国農業会議所が発行する「預り証」の添付が必要。ただし、二千元を超す寄付者が対象。当委員会は一人千円ずつの為該当しない。

4 第 34 回総会 3 月 30 日（月）13 時 30 分から 農業委員・推進委員 市役所第 1 会議室（旧本館 101 会議室）です。

以上です。

議長

局長からお話がありましたように、2 月 17 日に農業委員会会長・事務局長会議がアオーレ長岡で行われました。その中で出た問題についてお話させていただきます。女性農業委員・推進委員の登用をできるだけ 3 割に近づけてもらいたいという趣旨の話がありました。農業会議としては、全市町村、最低でも一人の女性委員を出していきたいと一生懸命になっています。

少雪で雪不足のため、山手の大河を利用している皆さんが、春の春耕から出穂まで水について懸念していました。

No.6 安野 検一委員

来年度は人・農地プランの実質化を進めていくという国の施策が強く出ています。面的な集積事業を進めていかなければならないと思っています。農地利用最適化推進委員が 27 名いますが、推進委員の皆さんが活躍できる場所を作ってあげることが人・農地プランに関して大事なことだと思います。今後、各町内会におかれまして、農家組合の総会などで、農業をやめられる方がおられるようでしたら、推進委員に話を持っていくように、広報活動をすべきだと思っています。

議長

人・農地プランについて話合いました、この前も少しお話しましたが、スケジュールを組みまして、農業委員会、農協、全ての農業関係者がそこに出向いて話し合いの場を作る段取りをしています。国の方針としては各地域の推進委員を最大限に利用し、その地域の長となるのが上の方針であります。推進委員さんから力になっていただき、見える化をしていくことが必要になってきます。

No.9 河合 則雄委員

安野さんが言われた面的集積の件ですが、農業委員を度外視して、自分たちで利用権を結んでいます。

3月から農業委員、4月から推進委員の応募書類の提出が始まりますが、推進委員の応募用紙は先月の総会の時に配られた用紙でいいのですか。

霜田事務局長

先月配布した用紙は農業委員の応募用紙になります。推進委員は4月24日からになりますので、第2弾として来月の総会の時に推進委員さんの推薦書と調書をお渡しします。

No.9 河合 則雄委員

4月24日から受付けるのはいいのですが、4月に入って忙しくなってから書類を作るのは大変なので今のうちに書類をつくりたいです。

霜田事務局長

必要であれば、お渡しいたします。

議長

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理からお願いします。

佐藤会長職務代理

お疲れ様でした。報道を見ているといろんな報道があります。コロナ対策等、今日も同窓会入会式で学校に行ったのですが、現時点で卒業式もやるかどうか、できなような感じでした。朝から教育委員会で会議をしているようですが、高校からまだ連絡が来ていないと話を聞きました。

特定地域づくり事業推進法が昨年公布されました。特定地域づくり事業協同組合を設立できます。これは地域の4つ以上の会社や個人事業主が集まり共同で組合を作る中で、人材と一緒に雇い、お互い融通できるような組織ということです。メリットとして、国が運

用に関して補助してくれるということでした。詳細については決まっていないので、これからどうなるか見ていきたいと思っています。以上です。お疲れ様でした。

閉会 午後2時40分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____